令和２年３月11日

お客様各位

山形県医師信用組合

各種預金規定等の一部改定のお知らせ

当組合は、令和２年４月１日の民法改正に伴い各種預金規定の一部を令和２年４月より、下記のとおり改訂いたしますので、事前にご案内申し上げます。

なお、改定後の各種預金規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

記

１．対象となる預金規定等

・普通預金規定　　・無利息型普通預金規定

・通知預金規定　　・定期積金規定

・自由金利型定期預金規定（大口定期）　・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

・自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）

・自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）

２．規定適用開始時期

令和２年４月１日（水）

３．主な改定内容（例：自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期））

主な改定の内容は、別添の【参考１・２】のとおりです。

※　自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）以外の規定についても同様の改定を行います。

以上

※ 本件に関するお問い合わせ先

山形県医師信用組合　業務部（ＴＥＬ　０２３－６６６－５７００）

【参考1】　　「自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）」新旧対照表

旧 （改正箇所は下線部分）	新 （改正箇所は下線部分）
自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期） 1.（預金の支払時期）～2.（証券類の受入れ） ＜ 省 略 ＞ 3.（利息） (1)～(2)　＜ 省 略 ＞ (3)当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記 12.(2)および(3)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 　ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。 Ⅰ ～Ⅳ　＜ 省 略 ＞ (4)　＜ 省 略 ＞ 4.（中間利息定期預金）～5.（届出事項の変更、証書の再発行等） ＜ 省 略 ＞ 6.（成年後見人等の届出） (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2)～(5)　＜ 省 略 ＞ 7.（印鑑照合等）～11.（取引の制限等） ＜ 省 略 ＞	自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期） 1.（預金の支払時期）～2.（証券類の受入れ） ＜ 現行通り ＞ 3.（利息） (1)～(2)　＜ 現行通り ＞ (3)この預金を後記 12.(1)により満期日前に解約する場合および後記 12.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 　ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。 Ⅰ ～Ⅳ　＜ 現行通り ＞ (4)　＜ 現行通り ＞ 4.（中間利息定期預金）～5.（届出事項の変更、証書の再発行等） ＜ 現行通り ＞ 6.（成年後見人等の届出） (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 (2)～(5)　＜ 現行通り ＞ 7.（印鑑照合等）～11.（取引の制限等） ＜ 現行通り ＞

【参考1】　　「自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）」新旧対照表

旧 （改正箇所は下線部分）	新 （改正箇所は下線部分）
12.（解約、書替継続等） ＜ 新 設 ＞ (1)～(2)　　＜ 省 略 ＞ (3)前記(2)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ＜ 省 略 ＞ 13.（通知等）～17.（休眠預金等代替金に関する取扱い） ＜ 省 略 ＞ ＜ 新 設 ＞ 以 上 （令和 1 年 12 月 2 日）	12.（解約、書替継続等） (1)この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2)～(3)　　＜ 条文現行通りのまま条数のみ繰り下げ ＞ (4)前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ＜ 現行通り ＞ 13.（通知等）～17.（休眠預金等代替金に関する取扱い） ＜ 現行通り ＞ 18.（規定の変更） (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 （令和 2 年 4 月 1 日）

【参考2】

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1.　（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.　（証券類の受入れ）

(1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

3.　（利息）

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A　現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

B　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C　定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　この預金を後記 12.(1)により満期日前に解約する場合および後記 12.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ⅰ　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②　６か月以上１年未満　　約定利率×50%

③　１年以上３年未満　　約定利率×70%

Ⅱ　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	約定利率×40%
③	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
④	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
⑤	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
⑥	２年６か月以上４年未満	約定利率×90%

Ⅲ　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	約定利率×40%
③	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
④	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
⑤	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
⑥	２年６か月以上３年未満	約定利率×80%
⑦	３年以上５年未満	約定利率×90%

Ⅳ　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	約定利率×40%
③	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
④	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
⑤	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
⑥	２年６か月以上３年未満	約定利率×80%
⑦	３年以上４年未満	約定利率×90%
⑧	４年以上５年未満	約定利率×90%

(4)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

4.　（中間利息定期預金）

(1)　中間利息定期預金の利息については、前記 3. の規定を準用します。

(2)　中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

③　中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときも、前記②と同様とします。

5.　（届出事項の変更、証書の再発行等）

(1)　証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2)　前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3)　証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当組合所定の手続を

した後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. （成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. （印鑑照合等）

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記8.により補てんを請求することができます。

8. （盗難証書による払戻し等）

(1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」という。）については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前記(1)にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)から(2)の規定は、前記(1)にかかる当組合への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが行われた日）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当す

ること

ア．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

イ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

ウ．預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当組合が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当組合が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. （譲渡、質入れ等の禁止）

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記 12.(3)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. （取引の制限等）

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前記(1)から(2)までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

(4) 3 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

【参考2】

12.　（解約、書替継続等）

(1)　この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2)　この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

(3)　次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が前記 9. (1)に違反した場合

③　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(4)　前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ．その他前各号に準ずる行為

13.　（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは

到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きは、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。

前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に　関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。

④ 預金者等からの残高の確認があったこと。（残高証明書発行依頼のあったもの。）

⑤　預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。（ただし、店頭にて氏名変更及び住所変更の申し出があったものに限る。）

16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　当組合預金規定の異動事由に掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した揚合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成 31 年３月 10 日以降に発した通知にかぎります)。

④　この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

(2)　第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②　初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと　　当該事由が生じた期間の満期日

(a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）ただし、以下の条件による

平成 31 年３月 10 日午前７時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年３月 10 日午前７時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

(b) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告　（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

(i) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(c)　預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、以下の条件による

平成 31 年３月 10 日午前７時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年３月 10 日午前７時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

(d)　預金者等からの残高の確認があったこと。(残高証明書発行依頼のあったもの)

(e)　預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。

(f)　当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構 に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成 31 年３月 10 日以降に発した通知に限ります)。

【参考2】

17. （休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1)　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

③　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項 による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

18. （規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（令和２年４月１日現在）